

第425回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	埼玉会館第6D会議室	担当書記	小山 知洋	
会議日数	自 令和7年2月7日(金) 至 令和7年2月7日(金) 1日間			
出席者数	委員定数13名中出席者12名			
出席委員	佐野 元彦	大久保 香里	大久保 かおり	千野 力
	田島 政利	池沢 譲	白石 健一	吉田 俊彦
	石川 知子	鈴木 享子	牧 千瑞	飯野 哲也
欠席委員	岡本 知恵子			
県出席者	農林部副部長	竹詰 一	生産振興課長	今西 典子
	副 課 長	西川 美穂	主 幹	甲賀 真人
	主 任	岡部 貴文	技 師	小山 知洋
	技 師	富澤 輝樹		
	水産研究所長	青木 伯生	担当部長	山口 光太郎
事務局	生産振興課長	今西 典子	副 課 長	西川 美穂
署名委員	会 長.....			
	委 員.....			
	委 員.....			

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
1	コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について	承認

協 議

議案番号	件 名	結 果
	埼玉県水産業振興計画の改正について	—

報 告

報告番号	件 名	結 果
	魚影豊かな川づくり推進支援事業について	—

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第 425 回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催致します。</p> <p>本日は、13 名中 12 名の出席となっております。総数 13 名の過半数を満たすことから、委員会事務規程第 6 条の規定により、本委員会は成立致します。</p> <p>開会に当たりまして、佐野会長様から御挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>第 425 回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>公務御多忙の中、農林部の竹詰副部長にも御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本年、最初の委員会になりますが、充実した委員会となりますよう、御協力をお願いします。</p> <p>さて、来月の 3 月 1 日には、釣り人が待ちに待った溪流魚釣りが解禁となり、新たな釣りシーズンが始まります。</p> <p>今年は、雨が少ないせいか、川の水位が下がっているようです。溪流魚釣りも非常に人気のある釣りですので、天候に恵まれ、多くの方が釣りを楽しめることを期待しています。</p> <p>本日の委員会では、審議事項 1 件、協議事項 1 件、報告事項 1 件を予定しています。委員の皆様には慎重かつ活発な審議をお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、御参会の皆様方の御健勝を心から祈念申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。</p>
司 会	<p>どうもありがとうございました。続きまして、農林部副部長の竹詰より御挨拶を申し上げます。</p>
副 部 長	<p>農林部副部長の竹詰でございます。第 425 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>佐野会長を始め、委員の皆様方におかれましては、常日頃から本県水産行政の推進に御協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。</p> <p>本日の委員会は令和 7 年になってから、初めての委員会でございます。本年も、委員の皆様方には大所高所からの御意見、御提言を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。</p>

	<p>本日の委員会では、審議事項として、河川でのコイヘルペス病のまん延防止を図る委員会指示の延長についてご審議をいただきます。</p> <p>協議事項として、本県の水産業振興方針を示す埼玉県水産業振興計画の改正について御協議をいただきますので、忌憚のないご意見をお願いいたします。</p> <p>さて、県では本年 5 月 25 日に秩父ミュージックパークで第 75 回全国植樹祭を開催します。</p> <p>埼玉県での開催は昭和 34 年以来 66 年ぶりです。</p> <p>「人・森・川 つなげ未来へ 彩の国」のテーマで、埼玉県の豊かなみどりを県民全体で次の世代に引き継ぐために、緑化運動と森林資源の循環利用を進める機会とするとともに、本県の豊かな自然や歴史・文化などの魅力を全国に向けて発信していきます。</p> <p>豊かな森が魚影豊かな川を育み、県民の皆様が身近なレジャーである釣りを楽しむという、河川漁業の振興と深くつながる行事であると考えています。</p> <p>大会当日は、サテライト会場の深谷テラスパークやモラージュ菖蒲などでも PR を行う予定です。委員の皆様にもぜひ御参加いただければ幸いに存じます。</p> <p>最後になりますが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。では早速ですが議事に入らせていただきます。慣例に従いまして、佐野会長に議長をお願いさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それではこれより会議を開始します。本日傍聴はおられないと伺っております。初めに議事録の署名人を指名させていただきたいと思えます。委員会事務規程第 11 条で会長が指名することになっております。大久保香里委員と鈴木委員にお願いしたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。書記については事務局にお願いしたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は次第にございます通り、審議事項、協議事項、報告事項がそれぞれ 1 件あります。慎重かつ円滑に議事が進行しますよう努めて参りますのでどうぞよろしくお願ひいたします。なお発言された内容は議事録に記録され、県ホームページで公開されますのでご了承願ひます。次第に基づきまして進めさせていただきます。</p>

	<p>それでは審議事項第1号議案の「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」、まず事務局から御説明をよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>議案の内容は、コイヘルペスウイルス（KHV）病まん延防止のために、平成16年5月から、現在まで延長されている委員会指示の期間を1年間延長しようとするものです。</p> <p>まず、背景を説明させていただきます。KHV病は、平成10年にイスラエルで発生して以来、各国で被害をもたらしています。</p> <p>日本では平成15年に霞ヶ浦で初めて発生が確認され、その後各地で散発しています。どのようなルートで日本に持ち込まれたかは不明です。</p> <p>マゴイやニシキゴイといったコイ特有の病気で、発病するとへい死率は高く90%を超えることがあります。治療法はありません。なお、人への感染は確認されていません。</p> <p>埼玉県での発生経緯ですが、埼玉県では、霞ヶ浦で発生した平成15年に発生しました。</p> <p>国の対応ですが、内水面漁業の振興に関する法律により、国及び地方公共団体はKHV病等の伝染性疾患の予防及びまん延防止を図るため、移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。</p> <p>このため、県の対応として、埼玉県では平成16年5月から埼玉県内水面漁場管理委員会指示により、KHV病のまん延防止を図るとして、コイの生きたままの持ち出し及び持ち込みを禁止するとともに、水産研究所は河川パトロールを実施し、疑わしい場合はウイルス検査を行い、早期発見を図っているところです。</p> <p>次に、全国における発生状況です。平成16年をピークに減少してはいますが、毎年発生しております。令和5年は、山形県など6都県において、合計14件発生しています。</p> <p>埼玉県では、平成15年から現在まで合計40件発生しており、内訳は河川など天然水域での発生が19件、公園や個人宅の池で20件、養魚場での発生が1件となっております。</p> <p>平成24年からしばらく発生がありませんでしたが、平成31年に2件、令和3年は1件の発生がありました。</p> <p>河川では平成24年の東川での発生以降、見られておりません。</p> <p>続いて、コイの放流再開に向けた取り組みについて、水産研究所から御説明します。</p>

水産研究所	<p>水産研究所で行っている KHV 病に対応した放流手法の開発について御説明させていただきます。</p> <p>まず、当県のコイ放流の現状についてお話しします。先ほど事務局から説明がありましたように、県内の河川では平成 16 年に、KHV 病によるコイの大量死が発生しました。これ以降、埼玉県内水面漁場管理委員会指示により、コイの生きたままの持ち出し及び持ち込みが禁止されております。一方、漁業者や遊漁者からは、コイの放流再開への強い要望が上がっております。そのため当研究所ではコイ放流再開に向けた試験を実施しております。</p> <p>水産研究所で行っている放流方法を説明します。</p> <p>KHV の増殖適水温は 18～25 ℃であり、4 月から徐々に水温が上がり、KHV の増殖適水温を経て、初夏頃に 25 ℃を超え KHV の増殖が鈍り、28 ℃を超えるとウイルスの増殖が止まるとされています。25 ℃以上の環境にコイを放流することで、ウイルスの増殖が鈍い期間にコイが免疫を獲得し、その後、増殖適水温まで下がっても発症しないことが予想されます。</p> <p>各地点において、試験は 3 段階に分けて毎年 1 段階ずつ行いました。</p> <p>第 1 段階は生簀飼育試験です。試験水域に設置した生簀で、当研究所で生産したウイルスフリーのコイを飼育し、KHV 病を発症するかどうかを調べました。試験で発症がない場合その翌年に次の段階に進みます。</p> <p>第 2 段階は標識放流試験を行いました。この試験では、試験水域に当研究所で生産したウイルスフリーのコイを標識して放流し、定期的に電気ショックカーボートなどを使って採捕して、KHV 病が発症しているか・発症した履歴があるかを調べました。</p> <p>この標識放流試験でも KHV 病が発生しない場合、その翌年に第 3 段階として試験放流を行いました。本試験では試験水域に当研究所で生産したウイルスフリーのコイを、地元の漁業協同組合と共同で放流して、放流後にコイの大量へい死がないか、経過観察を行いました。</p> <p>平成 30 年度から令和 5 年度までに、止水域では川越市の伊佐沼・灰俵沼、東松山市の八反沼・三日月池、杉戸町の大島新田調節池、流水域では幸手市の権現堂川、熊谷市の福川で試験を行っています。いずれの試験でも、コイが KHV 病で死亡した事例はありません。</p> <p>一部の試験場所で、野生のコイで KHV の感染状況や感染履歴を調査したところ、KHV に感染し治癒した個体である感染耐過魚が確認され、試験水域にウイルスが存在することが示唆されましたが、いずれの試験でもコイのへい死は見られませんでした。また、川越市の灰俵沼で行った生簀試験</p>
-------	--

で、個体識別をして試験したところ、試験期間中に抗体価が上昇した個体が見られました。このことから、その個体は KHV に感染したが発症せずに抗体価が上昇したものと考えられました。

以上をまとめると、感染耐過魚が確認され、KHV が存在していると考えられる水域であっても、KHV によるへい死は見られなかったという結果でした。

また、ウイルスフリーのコイをウイルスの増殖適水温より高水温の時期に放流する場合、KHV 病による大量死は起きにくいと考えられ、感染しても発症せずに、免疫を獲得する可能性があると考えられました。

既往の成果と問題点です。平成 30 年度から令和 5 年度は、高水温の時期にコイを放流することで、KHV 病の発症を抑制できることが示唆されました。しかし、この結果は湖沼や流れが緩やかな河川など、コイが滞留して水域間の移動が少ない地点に限られます。

一方、漁業協同組合がコイの放流再開を希望している漁場は、他水域へのコイの移動が多い、河川などの流水域です。このことから、令和 7 年度からは他水域へのコイの移動が多い河川で試験を実施する予定です。

令和 7 年度からの試験の計画です。試験は 3 段階に分かれています。1 番目が河川等における飼育試験、2 番目は河川等への放流試験、3 番目は既発生水域キャリア魚試験です。

まず河川等における飼育試験です。河川等における飼育試験では、他水域へのコイの移動が多い河川で、飼育試験を実施したいと考えております。試験場所は蓮田市・鴻巣市などを流れる元荒川、新座市・朝霞市を流れる黒目川などを候補地に考えています。これらの流水域で水温が高い時期から低い時期まで生簀飼育試験を実施し、KHV の感染発症状況、死亡の有無を調査したいと考えております。

2 番目は河川等への放流試験です。今まで標識放流を行ってきた池や沼などのコイの移動の少ない地点では、標識した個体を再度捕獲できましたが、今回試験する河川などのコイの移動が多い水域では、標識した個体を再度捕獲することは困難であると予想されます。そこで、令和 7 年度からは生簀飼育試験を行って問題がない場合は、標識放流試験を行わずに、放流試験に移ります。放流試験は、試験水域に当研究所で生産したウイルスフリーのコイ 150 kg 程度を、管轄漁協と共同で放流して経過観察を行います。本試験についても、1 年目で生簀での飼育試験を行って問題なければ、翌年に 150 kg 程度を放流して経過観察を行うことを考えております。

3 番目は既発生水域キャリア魚の調査です。これまでに、KHV が発生し

	<p>た水域6地点で感染耐過魚・キャリア魚の調査を実施してきました。いずれの河川でも感染経験のある個体が確認されました。今後はこれまでにKHV病による大量死が発生した場所なども含めて感染耐過魚・キャリア魚の分布状況を調査することを計画しています。各水域の野生のコイから脳を採取し、PCRによってキャリア魚の割合を調査する予定です。</p> <p>試験研究のフローチャートを示しました。令和7年度からの試験では、まず河川等で飼育試験を実施し大量死が発生しなければ、その翌年に同地点で放流試験を行います。また同時に、県内河川等のKHV汚染状況も調査することを計画しています。</p>
事務局	<p>水産研究所から説明のありました放流試験の状況を参考に、今後の委員会指示の内容について検討していきたいと考えております。</p> <p>委員会では、平成16年から毎年「公共用水面における生きたままのコイの持ち出し及びコイの持ち込みを禁止」する委員会指示を行っています。</p> <p>KHV病の既発水域の河川では現在もウイルスが存在している可能性が高く、国は河川からウイルスを除くことは困難との見解を示しています。</p> <p>このため、現時点では、KHV病のまん延防止に係る委員会指示を継続する必要があると考えております。</p> <p>指示の内容は、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及び持ち込みをしてはならない」とし、期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。</p> <p>御承認をいただきましたら、この内容で告示をしたいと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。それでは各委員から御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>遊漁者で委員になっている吉田と申します。</p> <p>釣り人の観点からの意見ですが、実際に子供さんが釣りをしてもコイはよく釣れます。小さなコイでも繁殖力は強いですから、これフナかなあなんて言って、よく見るとひげがあってコイだよということがよく現場であります。飼ってみたいという子供さんも多くいます。でもコイは、埼玉県では決まりがあって、持って帰って飼うことはできないんだよ</p>

	<p>ってことを言って久しいです。水辺に親しんでもらう観点から、魚に興味を持ってもらうことは私はすごくいいことだと思います。魚を持ち出すことと、放すことはまた違うと思っています。実際に、埼玉県内の公共用水面の川や沼からコイを持ち出すことは、まだ危険性のあることなのか、専門家の方のご意見を伺いたいと思います。</p>
水産研究所	<p>コイを持ち出すことの危険性ですが、どうしても飼育していたコイの調子が悪くなると川に捨てられてしまう可能性があります。一生懸命飼ってくれる人もいますが、中にはちょっと調子が悪くなったから川に戻そうというような人もいます。まだ危険性があると思いますので、慎重に対応した方がよいと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それではよろしいでしょうか。</p> <p>私は実は国の研究所で研究をしていた専門家ですけど、最初にKHVが出た頃はコイを捨てる方が多くいました。それが原因で広がった経緯があるので、怖いと思う反面、コイの産業やコイの放流がなくなってしまって、担当として思うところはすごく大きかったです。</p> <p>本当にまだ駄目なのかといっても、どこまでいっても、安心はなかなか掴み取ることができません。</p> <p>もしコイをお宅に持って帰って、調子が悪くなくても絶対戻さないでくださいといっても、どうしても可愛がっていたものほどこそ、この狭いところではなく、やっぱり元いた場所に戻してあげようという気持ちになる。そのような感じで戻して、もしそれが発病するとかなり危険ですので、そこは慎重にならざるをえないと思います。</p> <p>もっと科学的な知見がたまって、いいなっていくところで、指示を解除できたらいいのかなと思います。結局、リスクとの戦いになります。100%安全というのは、なかなかいえないと思います。大量に放してそこで出してしまうと大変だと思うので。</p> <p>釣ったら、愛でて、ぜひ魚に親しんでもらって、家で魚飼うのが多分一番ですよ。教育という意味でも、うまく再開ができるといいなと。</p> <p>まだ難しいという研究所の方のお話ですけども、どこかで安全が担保できればと、担当者だったとき考えていました。</p> <p>他にご意見はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>ほとんどの都道府県で、KHV 病が発生して委員会指示をしたと思います。委員会指示を出した後、指示をやめた例があるか、情報があつたら</p>

	<p>教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>現時点で委員会指示を一度出して後にそれをやめた、出さなくなった例はありません。</p>
委員	<p>ありがとうございます。一度指示を出してしまうと、それをやめるのは難しいですね。それもあって、できるだけ早い時期に委員会指示を解除できるよう、試験を進めてください。</p>
水産研究所	<p>早期の放流再開に向けて試験を行っていきますが、放流試験により大量死が発生しないよう、徐々に条件をゆるめながら試験をしております。令和7年度の4月からは流れのある場所でも放流試験を行い、大量死が発生させないように再開に向けて試験をしていきたいと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>やっぱり放流再開をぜひ早めにやって、どういうところが危険なのかっていうのもあると思いますが、先ほどの話を聞くと再生産はしているようなので、大量死亡がないってことは、そんなに高密度でなければよさそうな気がします。放流方法なども調べながら、試験放流だけでも、結構な量を放すことで、遊漁にも貢献できるんじゃないのかなと思います。</p> <p>業者さんに頼んで生産してもらったコイが原因で病気を広めてしまうと、問題になってしまう。県の水産研究所のコイはウイルスフリーですから、全く問題ないと思うんですけども、実際に漁業権に基づいて、どこかの業者さんが作ったものを放流する場合に、どう安全を担保するのかっていうのは問題なのかなと思います。</p> <p>県の方で試験的に50kg放流するとのことですので、それをだんだんと広げて、早期に遊漁が楽しめる程度の増殖事業ができればいいのかなと。</p>
議長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>今回の主旨に水を差すような話になってしまうかもしれないですが、自分のところは槻川の上流域で、本来はコイがいない水域です。コイがいない時代は、優占種がウグイだったわけですね。今、全くそのウグイの姿を見ないですよ。それはなぜかという、コイの食害です。それだけじゃなくて、もともとたくさんいたホタルも、今はコイがいる水域では全く見られないですね。なぜかという、ホタルの幼虫のえさになるカワニナをコイが食べちゃうわけです。同時にカマツカという魚ですけども、それも</p>

	<p>一時すごくいたのですが、コイがその水域に入っちゃうと、コイの食害でいなくなってしまう。どうしても栄養価が高いですから、やっぱりカマツカが好きなんですね。なので、放流する際は十分に場所を検討した上で放流していただきたいなと思います。</p>
水産研究所	<p>ご意見ありがとうございました。放流する場所については十分検討したいと思います。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>コイは生態系を乱してしまうというのは有名な話で、私の知っている例だと神奈川県のある川では、おっきいコイばかりなんです。すごく大きいコイがいると大きいコイしかいない。どんな生き物もみんな食べちゃうんですね。なので、その生態系が全くコイだけになって、すごく問題視していたところかなりの大量死があったこともあります。</p> <p>コイにより生態系も乱れてしまうので、ぜひその辺は生態系を一番知っている研究所で、場所を考えてほしいと思います。</p> <p>よろしいようでしたら、採決に移りたいと思います。</p> <p>委員会指示についてご承認いただけますでしょうか。それではご承認いただいたということで、事務手続きを進めていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、協議事項第1号の議案でございます「埼玉県水産業振興計画の改正について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>埼玉県水産業振興計画の改正について説明させていただきます。</p> <p>資料の説明に入ります前に、協議の主旨について御説明申し上げます。</p> <p>埼玉県水産業振興計画は、平成26年制定の「内水面漁業の振興に関する法律」に基づいた本県水産業の総合的な振興計画として、平成28年3月に策定いたしました。10年後の令和8年3月までを計画期間としていることから、このたび、次期計画策定に向けて見直しに着手いたします。</p> <p>本日は、改正案を作る前に、委員の皆様方から内水面漁業に係る日頃のお考えや、現在検討事項に挙がっている見直しの視点について御意見を伺いたいと考えております。</p> <p>頂いた御意見を参考にしながら改正案を作成し、次回以降の委員会においてあらためて御審議をお願いする予定です。</p> <p>では、担当から説明させていただきます。</p> <p>まず、水産業をめぐる動き、この中の国の動きについてご紹介させていただきます。平成28年3月以降の動きとして3つの動きを紹</p>

介させていただきたいと思います。

まず1つ目の動きが、平成30年に非常に大きな改正を行ったのですが、漁業法と水産業協同組合法という、水産業に関する大きな法律2本の改正が行われました。この中で内水面関係の改正が3つありまして、漁業法の改正で水産資源の適切な利用・保存というのが位置付けられたことで、漁業権について、漁場の適切かつ有効な活用が漁業権者の皆様の責務となったというのが改正の1つ目でございます。

この責務となったことにあわせて、漁場の活用で、どんな魚をどれぐらい放流したか、どんな活動したかといった、漁場活用に関する情報の報告が義務づけられたのが改正の2つ目でございます。

改正の3つ目が水産業協同組合法の改正で、組合員資格の日数の範囲がこれまで採捕や養殖だったものに増殖が追加されて、組合員を広く入れられるような改正を行ったところでございます。

2つ目の動きは、令和4年に内水面水産業振興計画が位置付けられている内水面漁業の振興に関する法律で、国が作成する内水面漁業の振興に関する基本方針が変更されております。この中では環境変化への対応、そして遊漁の実態を考慮した魅力的な漁場形成という文言が追加されたところでございます。

3つ目の動きは、令和5年にこれまで漁業法の範疇から外れたところで行われていた陸上養殖業の届け出制が開始されたところでございます。国をめぐる動きについては以上でございます。

続いて県内の状況についてご説明いたします。

まず漁獲量は、ピーク時より漁獲量は減少しておりますが、ここ10年で見た場合には概ね横ばいになっております。令和元年の台風19号などで一時的な減少もありますが、大きな増減はありません。

次に漁協の組合員数です。こちらはこの10年で数値上半減しております。その背景としては、各漁協で組合員の整理があり、この10年で大きく減少しております。この減り幅ほどは減少していませんが、実情としても組合員数は減っており、組合活動の人手不足などが懸念されております。

次は放流金額です。組合員数が減少している中でも各漁協で増殖は積極的に取り組んでおり、放流金額は微増となっております。

続いてカワウ・外来魚による被害状況です。特にカワウは、数が減少しておらず、被害が継続しております。ただ、各漁協が追い払いなどの対策を徹底することで、何とか漁獲量を維持しております。

次にKHV病です。先ほどの御説明のとおり、発生については減少してい

るものの、まん延防止措置は継続する必要があります。

最後に養殖業です。埼玉県は金魚やメダカなどの観賞魚の一大産地となっています。養殖業の生産量・経営体数は微減少していますが、生産金額は増加しています。あわせて届け出が始まった陸上養殖業については、県内ではサバやチョウザメ、ニジマスなどがメディアに取り上げられており、参入相談件数は増加しています。

続いて、現行の水産業振興計画策定以降の主要な水産施策について説明します。

保護水面管理事業は、水産資源保護法により保護水面に指定された寄居町の荒川で、ウグイを増殖する事業です。

事業内容は、保護水面の漁業権を管理する埼玉中央漁業協同組合に委託し、ウグイの産卵床の造成、ウグイの親魚の放流、笹を水に沈め魚の隠れ場所を作る笹伏せを実施してきました。

バス駆除技術等スキルアップ推進事業は、水産研究所職員を講師として、県内の漁業協同組合に対しブラックバスの駆除技術などについて、河川での実技講習と座学の研修会を行うものです。延べ23漁協に対して、効率的なブラックバスの産卵床の除去方法、刺し網での捕獲方法などの実技講習を実施しました。

漁場利用実態調査事業と遊漁者動向・実態調査事業は、埼玉県漁業協同組合連合会に委託し、県内の釣り人の動向を調査するものです。調査内容は、釣り人がどこの漁場にいるか、釣り人の目的としている魚種は何か、釣り人の年齢構成などで、延べ24漁協で調査を実施しました。

おさかな増殖事業と外来魚カワウ駆除対策事業は、いずれも報告事項で紹介する魚影豊かな川づくり推進支援事業の一環の事業ですので、簡単に説明します。おさかな増殖事業は、市町村や地域活動組織などの漁業協同組合以外による放流活動を1/2の割合で資金補助する事業で、延べ47団体を補助し、19.8tが放流されました。

外来魚・カワウ駆除対策事業は、河川の魚が減少した主な要因の1つである外来魚とカワウを駆除する事業で、外来魚9066尾を駆除し、12か所でカワウ対策を実施してきました。

主な水産施策の説明は以上です。

続いて水産試験研究について説明します。4つの課題がございます。1つ目が付加価値の高い養殖技術、ホンモロコ全雌化系統でございます。お腹に卵を抱えた付加価値の高いホンモロコの飼育技術の開発と普及を図っています。

2つ目が病気に強いキンギョ、キンギョヘルペスウイルス病という危険度の高い病気の耐病系キンギョを選抜しています。令和6年度までに8品種を作出しています。

3つ目が外来魚とカワウの羽数調査。外来魚については、電気ショックボード等を用いて駆除を行い、令和6年度は4回実施しています。

4つ目が魚類増殖の強化ということで、埼玉県産のワカサギ親魚の活用を目的に、県産ワカサギの放流・増殖を行うものです。戸田市にあります彩湖でワカサギを捕まえ、水産研究所で卵を産ませ、その卵を令和6年度は権現堂調節池へ放流しました。

試験研究については以上です。

これまで御説明した策定後の動きを踏まえ、10年後の令和18年に目指す、次期計画の方向性について検討しました。

全般的には、現行計画の構成を継続しつつ、状況の変化に対応するために必要な変更や新しい視点を加える方向で検討したいと考えています。

まず、河川漁業については、現行計画において魚影豊かな川づくりを目指し、「魚のすみやすい川づくりの推進」、「河川環境にあった増殖技術の開発と普及」、「外来魚の駆除と生息域拡大の防止」、「カワウによる被害の防止」、「魚病の発生とまん延の防止」の5つの課題を設定し、関係団体と連携しながら、外来魚・カワウの駆除、産卵床の造成技術の普及などによる資源増殖の強化、魚病対策に係る技術的な支援などに取り組んできました。これらの対策は、現在も必要な状況が続いていることから、次期計画においても課題として明記し、対策を継続する必要があると考えています。

加えて、増殖に係る項目については、近年の夏の高温による水温の上昇や記録的豪雨の頻発化などの環境変化を踏まえ、それらの環境変化に適応できる技術の開発・普及や、種苗が入手しづらくなっているワカサギの増殖などを次期計画に盛り込んで、拡充する方向で見直したいと考えています。

また、カワウ対策については、平成28年8月に改訂された「埼玉県カワウ対策計画」に沿って対策を進め、ドローンなどの新しい手法の活用など、背景や手法の変更について記載を変更します。

次に、同じく河川漁業の分野である漁業協同組合の活動の活性化についてです。現行計画では、「開かれた漁協・活動の見える漁協づくり」、「釣り場情報や釣の魅力の発信」、「漁協運営の適正化と効率化」といった課題を設定し、組合員の加入につながる魅力ある組合活動の実施や新たな釣り

	<p>場づくりなどについて指導・助言を行ってきました。</p> <p>しかしながら、漁業協同組合の組合員数は大きく減少しており、漁業協同組合の活動の活性化は大きな課題であると認識しています。そこで、見直しに当たっては、これらの課題に引き続き取り組むとともに、近年の状況に合わせた記載の変更を行います。具体的には、遊漁者の利便性向上や漁業協同組合の効率的な運営に資する電子遊漁券の導入や、組合員の増加に結びつくイベント等の実施、効率的な運営などについて指導・助言を行い、現在9つある漁業協同組合の体制を維持することなどについて記載したいと考えています。</p> <p>最後に、養殖漁業の分野です。</p> <p>現行計画では、「新規就業者の継続的な確保と支援」、「魚病被害の低減とまん延防止」、「ニーズに合わせた生産」の3つの課題を設定し、就業希望者からの相談対応や自立までの支援、生産者巡回指導、耐病性キンギョの普及、関係団体・生産者との市場情報の共有、子持ちモロコなどの付加価値の高い商品の生産などに取り組んでまいりました。</p> <p>見直しに当たっては、基本的な項目である魚病対策については継続とするほか、就業対策について近年増加している陸上養殖に係る記載を追加するとともに、生産対策として、全国有数の生産県であるために更に高品質化、高付加価値化を進めることとし、関連の記載を変更する必要があると考えています。</p> <p>また、養殖漁業に係る新たな課題として、需要喚起や販売対策について記載することを検討したいと考えています。具体的な例としては、食用魚の消費者が高齢化している状況を踏まえ、将来に向けて若い世代や子供に対して試食の機会を提供することなどを考えております。以上が、次期計画の検討に向けた見直しの視点でございます。</p> <p>今後のスケジュールですが、ページの下段を御覧ください。本日ご意見を頂いたのち、さらに県内漁業関係者からも御意見を伺い、今年の春に素案を作成する予定です。その素案については、改めて本委員会や関係団体等に御意見を伺った上で改正案をまとめ、河川管理者への法定協議などの手続きを経て、令和8年の春に改訂版を策定したいと考えています。</p> <p>説明は以上になります。幅広く御意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様からご意見ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。平成28年2月に埼玉県水産業振興計画が策定され、9年目になって来年本改定するにあたって、盛</p>

	<p>り込むべきものがあれば、ぜひ入れていきたいという説明だったかと思えます。</p> <p>これまでにいろんな施策が打たれてきて、一番大きな変化って多分コロナがあって、かなり生活が変わったと感じています。遊漁関係ですと、外なら安全ということもあって、お子さんを連れて溪流の管理釣り場などに行く人も増えて、社会情勢も少し変わったのかなと思います。</p> <p>施策に出てきたワカサギも県単でかなりの大きな金額でやるということで、決意を新たにやられているところですね。</p> <p>今ご説明のあった表で言いますと、変更というところは見直しをして、あとの継続してやらなければいけないところと、新規が1ヶ所ありますけれどもそういう形で、改訂していきたいと。</p> <p>これを拝見するとほぼ網羅的に書いてあるので、多分新しい視点というよりは変更になると思いますが、盛り込むべき項目があれば、ぜひ現場のご意見を上げていただければと思います。いかがでございましょうか。</p>
委員	<p>ワカサギについてですが、ワカサギは食べてもおいしいし、釣り人にも大人気で、とても有益な魚だと思います。個人的にもすごく釣れて嬉しい魚ですが、この「河川環境に合った増殖技術の開発と普及」の項目に、ワカサギの増殖が入ってくるのは大丈夫なのかなって思ったのが、ワカサギがもともと埼玉県にいた魚なのかという点です。外来魚の駆除を一方で謳っている反面、ワカサギは埼玉県にもともといたのと聞かれたときに、増殖して振興していく県の方針は、その整合性に関して、水産研究所の方でどのように考えているか伺いたいんですが、いかがでしょうか。</p>
水産研究所	<p>水産研究所です。ワカサギの自然分布は東北大学が調べていますが、埼玉県に元々いたかどうかは何とも言えないところがあります。河川環境にあった増殖ということで、陸上養殖でワカサギを種苗生産しますが、夏場の高水温時にワカサギを池中養殖すると成長が止まり、死亡が増えうまくいかないことがありました。それを解消する方法として、陸上養殖により夏場でも水温を抑え、種苗生産をして放流するとともに、そこから育った親から採卵してまた放流するという試験を進めているところです。</p>
委員	<p>南部漁協では、荒川の下流で定置網をやって、春に遡上アユを取っています。そのときにワカサギが遡上してきます。アユは若アユで、ワカサギは卵をもった親ですが、どちらも同じくらいの大きさです。</p> <p>ワカサギは、昔から多分汽水域にずっといて、夏は底の方にじっとし</p>

		<p>ていて、春になって上がってきて盛んになって、また夏静かにして、冬東京湾とか汽水域で、生活してってというパターンです。</p> <p>近年は荒川が綺麗になってきたので、復活しつつあるんだと思います。その範囲で最後に入ってきたやつがそこで再生産しているような感じですけど、本来は荒川や汽水域で行ったり来たりしている魚だと思います。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。どういうところに放流するイメージを持ってらっしゃいますか。</p>
水産研究所		<p>放流するのは、今までワカサギ漁場として活用されてきた水域、飯能の名栗湖や秩父の浦山ダムなどが中心になります。</p> <p>また、水産研究所で新たにワカサギ漁場として活用できる漁場がないか探しています。ただ、夏場の高水温があつて、例えば県東部の水深が浅いところだとどうまくいかななど、探すのに苦労しているところです。</p> <p>何とか新しい漁場を見つけて、多くの人にわかさぎ釣りを楽しんでもらいたいと考えています。</p>
委	員	<p>今のお話ですと、ワカサギは東京湾から遡上して汽水域で天然繁殖しているということなんですね。</p>
委	員	<p>荒川の河口から汽水域で行ったり来たりしている魚だと思います。</p>
委	員	<p>自分のイメージだと、ワカサギは止水域の湖沼型の魚で、だから茨城の霞ヶ浦とかチカとかもありますから。</p> <p>埼玉県はほとんど湖がないものですから、ダム湖以外はワカサギのイメージなかったんですけども。あれは動物プランクトン食ですよ。だから汽水域に動物プランクトンが多いということなんでしょうね。</p>
議	長	<p>はい。ありがとうございます。ワカサギですと冬場の釣りでしょうかね。夏は他のところで釣って、冬はワカサギを釣ると、1年中楽しめていいのではないかと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか、ご意見ご質問ありましたら。</p>
委	員	<p>現行計画策定以降の状況として、全国と埼玉県の比較がありますが、放流については全国では放流量、埼玉県は金額で出ている部分はどういう意味があるのかなと思いました。</p> <p>今後の課題と施策のところ、魚の住みやすい川づくりの推進のために</p>

	<p>関係団体との情報の共有とか技術支援、共同整備とあるのですが、今現在、例えば県土整備とか工事業者さんの様子を見ていると、こういうのに則った工事しているのかと疑問に思うことがあります。どういう関係団体と調整をしていくのかということがもう1点です。</p> <p>あとカワウ被害の防止ですが、秩父漁協は事務所の脇が浦山川で管理釣り場をしているので、カワウの目撃も毎日のようにあります。つい昨日も捕食している姿を見たのですが、例えばこの計画の見直しの視点の中にドローンの活用とありますが、県漁連でもドローンを持っていますが、そういった活用は現在どのくらいされているのか気になりました。</p>
事務局	<p>1点目のご質問について、国では放流尾数で取りまとめているのですが、金額はありません。埼玉県の方では魚種によって尾数で計数している場合と、キロ数で計数している場合があります。尾数・キロ数がまざった数字になっているため、金額ベースとしてまとめました。</p> <p>2つ目の魚の住みやすい川づくりということで、関係団体との連携ですけれども、こちらは現行計画の施策項目を載せさせていただいたところで、策定時の趣旨は、他業界の関係団体まで想定していないのではないかと思います。事務局長さんのように、県土整備事務所とよく連携をされていても今のようなご意見が出るということは、我々水産担当だけでなく、河川担当課にも魚の住みやすい川づくりの大切さを伝えていかなければいけないと改めて感じました。計画を立てるときには、河川管理者でもある河川担当課にも意見を伺うことになっておりますので、理解を得られるよう説明をしていきたいと思っております。</p>
水産研究所	<p>カワウに対するドローンの活用方法ですが、例えばカワウが営巣しているところでテープを貼ると、カワウがそれを嫌がって避けることが報告されています。そのテープを張るためにドローンを活用した事例があります。ドローンは大変便利ですので、どのような形で使えばカワウに対して効果的か、試行錯誤している段階です。</p>
委員	<p>全国的にはドローンで卵を凍らせるなど、いろんなことをやっているところがありますが、そういう取り組みはどうか。</p>
水産研究所	<p>当県では行っていませんが、ドローンでのドライアイス投下も有効な方法ではあると思います。</p>
議長	<p>こっちを追い払えば向こうに、向こうを追い払えばこっちに来るで、な</p>

	<p>かなか難しいと思います。ぜひカワウを制御するような方向ができるよう、情報収集していただいて、効果的な方法を検討いただけるといいのかなと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>魚の住みやすい川づくりのところの魚道の部分をお伺いできればと思います。堰の下で魚が滞留しているのをよく見かけますが、そういったときの対策として、魚のくみ上げなどを行っているか教えてください。</p> <p>また、県内の河川の魚道の整備状況がどのくらいか教えてください。</p>
水産研究所	<p>魚が滞留した場合の対応方法ですが、漁業協同組合が、魚道の下流でアユを捕って、上流に放流しているところがあります。</p> <p>魚道の設置状況ですが、例えば入間川ですと、飯能市内を超えたところあたりまで、魚が登れるようになっていると思います。また荒川でも、玉淀ダムまでは魚が登れるようになっています。</p> <p>主要な河川ではそういう状況があると思います。</p>
委員	<p>振興計画で、遊漁者減少の原因は魚が釣れないこととあります。普段学生への指導の中で、魚が釣れないからというよりも、そもそも川に行こう、活用しようという気持を育てていく必要があると感じています。最近ですと、川辺のカフェなども非常に活発になっていると思います。川に行く段階で、若者が川や魚に親しむ機会を増やすことが、担い手育成にも繋がっていくと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。例えば河川敷を、にぎわいのある形で利用することについても、河川担当課でも認めていくべきという流れがあると聞いております。川辺のカフェでコーヒーを飲んでいたら釣りをしている人が見える、そういうことで繋がっていけばいいのかなと思います。今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
委員	<p>委員のおっしゃる通りだと思ひまして、他の委員も現場で感じてらっしゃると思います。まず川離れから始まっていると感じています。釣り業界ですので、私たちの仕事からの発信もちろんですけども、まずは川に親しむ機会をぜひ県の方でも作っていただけたらすごくありがたいと思っています。それに合わせて、新規の部分の魚の需要の喚起や販売対策もよいと思いますので、ぜひ素案に盛り込んでいただけたらと思っております。</p>

議 長	今、川に親しむ機会が減っていて、川に行こうと思わない人が増えていることがあります。一方で、この頃1人キャンプやグランピングで首都圏から車で川に行かれる方もいる。現場の皆さんの方で、バーベキューなどで、こうやると家族連れが来てくれるとか、そういう取り組みがあればご紹介いただきたい。
委 員	埼玉南部の千野です。川の利用について話をさせていただきたい。鴻沼用水という荒川に流れ込む川があります。江戸時代に新田開発した沼で田んぼを作って、そこに水が足りないから、水を引っ張ってきた用水です。この用水の周辺に緑地があって、市民で水と緑の公園作りをやっています。市民が、森もあって用水があって歩いて用水まで行ける。そういったところで水に親しむことを目的に、月に1回ぐらい昆虫や植物、それから用水の生き物を取ったり、アメリカザリガニの駆除などを行っています。そういった活動をして1回親子連れが50組ぐらい、最大で200人ぐらいに来てもらっています。
議 長	ありがとうございました。他にはいかがですか。
委 員	北部漁協の池沢です。先ほどのお話で、久喜市菖蒲の工業団地にある公園内の池にはカフェが併設されています。
委 員	白石です。自分たちが小さい頃は遊ぶ場所といえば山川どちらかとかですね。今は、川は危ないから学校の方でも近づかせない。そういう傾向にありますよね。ただ子供たちは潜在的に川遊びをしたい、生物好きが多いと思います。その辺で、何とかできないかなと常日頃から考えています。
委 員	策定の趣旨のところ、特定外来生物の話から始まります。この始まり方を、埼玉県の水産、漁業、遊漁をこれからも続けていく必要があるという、関係者や県民などの皆さんの思いを書かれた方が良いと思います。 組合活動のところですが、国の基本計画では運営体制の強化といった言葉が使われています。また、今回法改正で組合への加入条件に増殖が加えられています。こういったことを活用して、漁協の裾野を広げるようなことを計画に盛り込む必要があると考えます。
議 長	はい、ありがとうございます。今のはよろしいですか。
事 務 局	ご意見ありがとうございます。反映できるよう努めたいと思います。

議 長	<p>気候変動関係のところ、環境に適用した増殖技術について、おそらく河川管理の土木的な部分とも関連していると思いますが、近年の豪雨や高温に対する漁協さんたちの取り組みや要望があれば、何か挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>今、荒川第2調節池と第3調節池の工事をしていて、これらは彩湖と違って湖は作りません。増水すると、調節池に水が溜まって、治まると排水路から荒川に水が流れて増水前の状態に戻る計画です。</p> <p>排水路は荒川の水面とそこまで高低差がないので、雨が降れば水路にある程度水が溜まって、荒川から魚が上ってきて、そこでも増殖ができるんじゃないかと期待しています。もし魚が上ってきたら組合に増殖活動を提案しようかなと思っています。</p> <p>ただ、荒川の同じような環境のところ、特定外来生物のナガエノツルゲイトウが増えてしまったところがあって、第2・第3調節池でも同じようなことにならないか心配しています。</p>
議 長	<p>大分時間も過ぎてきてしまいましたが、川に親しむ機会の創出や、漁協の活動への支援についてご意見があったかと思います。今回の意見をもとに、議論のたたき台を作っていただいて、関係部署との調整を経たものが次の委員会にかかるぐらいですかね。</p>
事 務 局	<p>当方で本日の意見を踏まえてあと関係者の意見を聞きまして、第2回、あるいはその次で御審議いただけたらと思います。</p>
議 長	<p>様々な意見が出て、委員の皆さんが考えていることのニュアンスはかなり伝わったと思います。どこまで盛り込めるかというのはありますけれども、次回か次々回に素案が出てきて、再度協議することにさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして報告事項の「魚影豊かな川づくり推進支援事業について」、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>まず、全体の概要をご説明します。先ほどの水産業振興計画の中でも少しありましたが、この事業の目標は、河川等に魚が増え遊漁者が増加して、漁協の遊漁料収入や増殖量が増加する、右下の図にあるような循環をつくることです。こういった水辺のにぎわいが増す好循環を生み出すことを目的としております。事業の作られた経緯は、カワウ・外来魚の食害等による魚類資源の減少や、漁獲量の減少、釣り人の減少、漁協の遊漁料収入の</p>

減少などの課題にあります。

具体的な事業内容は、2つの柱があります。おさかな増殖事業は、NPO等が行う放流への2分の1の資金補助。外来魚・カワウ駆除対策事業は、外来魚の駆除、カワウの繁殖抑制を埼玉県漁業協同組合連合会に業務委託しています。今回は過去3年間の取り組み状況についてご紹介させていただきたいと思います。

まずおさかな増殖事業について過去3ヵ年を紹介していきます。まず令和3年度は、8つの団体に魚類の放流と水田増殖を行っていただきました。団体名と放流日、放流場所、魚種、放流量を記載しております。全体をまとめますと、8団体が県内7河川・3湖沼にアユ、ニジマス、ヤマメ、フナ類、ウグイを約3トン放流いただいたところです。このうち1団体は水田増殖を実施して、フナ・ドジョウ・コイ等の産卵場の造成等を行いました。右の写真は、活魚車からの放流の様子と、ウグイを袋から川に放流している写真を紹介しております。

続いて令和4年度の実績は、アユ、ニジマス、ヤマメ、フナ、ウグイ等を約3.5トン放流いただきまして、1団体が水田増殖でフナ・コイ・ドジョウ等の増殖を実施しました。写真は入間川の上流にヤマメを放流している写真と、田んぼで産卵床を造成している写真です。

続いて令和5年度は、1団体増え、9団体に県内7河川・3湖沼に昨年同様の魚種を約2.5トン放流いただきました。水田増殖は、1団体増えてフナ、コイ、ドジョウの増殖活動を行っていただきました。写真は、油井ヶ島沼での活魚車からのヘラブナ放流風景と、産卵床については玉ねぎ袋を田んぼの用水路に設置して産卵床の造成活動を行ったところです。ここまでがおさかな増殖事業の活動のご紹介でございました。

ここからは外来魚カワウ駆除対策事業で、過去3ヵ年の実績の方をご紹介します。

令和3年度の外来魚駆除は、8月から9月の水温が高い時期に県内8か所の河川等において実施しました。実績としてはブルーギルの尾数が最も多く、本県ではコクチバスの方がオオクチバスよりも多いような状況です。右下に入間川のコクチバスの写真を掲載しておりますけれども、こちら50センチほどあるコクチバスで最大クラスの魚の写真です。右上には合角ダムの刺し網の様子をご紹介しております。多くの地点でこのように、刺し網で駆除を行いました。

カワウ駆除は、鴻巣カントリークラブと加須未来館地先の利根川で、県漁連が光等を用いた追い払いを行いました。鴻巣ではカワウ70個体・巢

	<p>35 個が 6 個体まで、利根川では 65 個体が 5 個体まで追い払いによって減少しました。</p> <p>令和 4 年度の実績です。外来魚駆除は、時期は同じですが、この年については各魚種で尾数が増えています。オオクチバス、コクチバスともに増えていたところで、また特にこの年は右上に写真を載せていますが、チャンネルキャットフィッシュが彩湖で 1 個体が採捕されました。下に彩湖の風景を載せておりますが、彩湖では袋網も用いながら、駆除を行いました。</p> <p>カワウ駆除は、寄居町の荒川と加須未来館地先の利根川で同様に光を用いた追い払いを実施しました。荒川では 67 個体が 16 個体まで減少し、利根川では 50 個体のねぐらが確認されなくなりました。</p> <p>令和 5 年度の実績です。外来魚駆除では、オオクチバス 45 匹、コクチバス 187 匹、ブルーギル 843 匹を駆除しました。</p> <p>カワウ駆除では、加須未来館地先の利根川で追い払いを実施し、カワウ 221 羽をすべて追い出し、巣 20 個の放棄を確認しました。</p> <p>以上、埼玉県では、本事業を通して川に魚が増えて、川のにぎわいが増す好循環を作って参りたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それではただいまのご説明について、委員の皆様からご意見ご質問あればお願いいたします。ご質問がなければ、報告事項ですので、本議題は以上となります。</p> <p>これで本日用意された議題はすべて終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。</p>
事 務 局	<p>会長どうもありがとうございました。また、委員の皆様も慎重な審議そして貴重なご意見を多々いただき、どうもありがとうございました。では以上をもちまして、第 425 回の内水面漁場管理委員会の会議を終了とさせていただきます。</p> <p>次回第 426 回は、毎年 5 月下旬に開催しております、また近くなりましたらご案内させていただきます。本日はありがとうございました。</p>